六　意見書の提出
法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を提出することができる。
七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十九年五月十二日　午後五時十五分まで（郵送の場合は五月十二日の消印まで有効）
提出方法
次の何れかの方法で提出することができる。様式は任意とするが、中部地方整備局港湾空港部ホームページからダウンロードすることも可能である。
一　中部地方整備局丸の内庁舎一階　情報公開室、常滑市役所環境経済部環境政策課又は美浜町役場経済環境部環境保全課に設置してある意見募集箱に投函
二　中部地方整備局港湾空港部名古屋港湊渫土砂活用室に持参、郵送又はＦＡＸの何れかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。
郵送等
〒四六〇―八五一七
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三十六号　ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル四階
国土交通省中部地方整備局港湾空港部名古屋港湊渫土砂活用室
ＴＥＬ　〇五二―八五七―六三四〇
ＦＡＸ　〇五二―二〇九―六三〇八
三　中部地方整備局港湾空港部ホームページで意見を登録
http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/1337/index.html
意見書の提出に必要な事項
意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である方法書の名称　「中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価方法書」
三　方法書についての環境の保全の見地からの意見　意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。
八　方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十九年四月十一日　午後七時から
愛知県常滑市新開町五丁目六十五番地
常滑市民文化会館　ホール

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１２０号
神戸市須磨区永楽町３丁目１番18―202号
債務者　ＵＰＰＥＲ　ＶＩＬＬＡＧＥ合同会社
代表者代表社員　村上　英之
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前10時15分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１号
三重県四日市市波木町2132番地
債務者　有限会社未来建築工房
代表者代表取締役　伊藤　正美
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前10時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８８２号
大阪市北区天神橋８丁目４番２号
債務者　クワハラ印刷株式会社
代表者代表取締役　桑原　由仲
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月１日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３９号
大阪府高槻市大蔵司２丁目３―26、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区豊里６丁目19番10号
債務者　有限会社コスモ
代表者取締役　江藤　茂利
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２号
札幌市豊平区旭町３丁目５番５号
債務者　株式会社ビッグパル
代表者代表取締役　大友　晴彦
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川北　映輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１６号
大阪府豊中市走井３丁目５―20
債務者　株式会社ムーヴ
代表者代表取締役　石川　仁史
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　里史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３２号
大阪市中央区北浜１丁目９番15号
債務者　株式会社ワールドワイドコーポレーション
代表者代表取締役　小澤紳一郎
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増市　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２９号
大阪市中央区東高麗橋２番35号パークキューブ北浜603号室
債務者　株式会社ｑｕａｌｉｔｅ　ｄｅ　ｉｎｖｅｓｔｉｓｓｅｍｅｎｔ
代表者代表取締役　濵浦　昭美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島ひろ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午前11時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５号
横浜市港北区新吉田町5580番地
債務者　有限会社アイアス
代表者取締役　北野　文昭
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部新治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午後１時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９号
埼玉県上尾市宮本町15番５号
債務者　有限会社ベンチャーアンドディーシー
代表者取締役　大久保宗道
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係